

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境（以下、法人という。）と称し、登記上はこれを エヌピーオーびわ湖環境と表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市草津3丁目13番70号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、会員の環境保全、国際協力、経済活動の活性化及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援に係る専門能力を活かし、滋賀県内外の市民及び企業・団体等に対して、環境保全や国際協力、経済活動の活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業等を行い、自然との共生と地域社会への参加を図り、もって地域社会の発展と地域環境・地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)「環境の保全を図る活動」
- (2)「国際協力の活動」
- (3)「経済活動の活性化を図る活動」
- (4)「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」
- (5)「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 1. 特定非営利活動に係る事業

- (1) 各種研修会、講演会の開催等教育普及事業
- (2) ISO9001, 14001 認証取得推進、環境相談、環境保全・環境改善・環境機器に係るコンサルタント等技術支援事業
- (3) 各種広報、情報提供等情報発信事業
- (4) 環境調査、環境影響調査、各種アンケートの実施等調査研究事業
- (5) (1) から (4) 号に係る事業の受託実施
- (6) 環境保全、国際協力、経済活動活性化及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を推進する行政機関ならびに推進する団体等の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援
- (7) その他前条各号の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）

における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した法人・団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げるいずれかの条件を備えなければならない。

(1) 企業や行政において環境保全の業務に携わった経験を持つ等、環境保全に関する資質を有する者

(2) この法人の目的に賛同し、誠意と熱意を持って事業に携わる意思のある者

2 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において定めた会費、賛助会員は、総会において定めた入会金及び会費を納入しなければならない。

2 正会員および賛助会員が一旦納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を理事長に提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき。団体にあっては解散したとき。

(3) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と議決したとき。

(退会、除名)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において出席理事の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第 11 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者、もしくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を越えて含まれてはならない。

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することができない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
  - (1) 理事長 1 名
  - (2) 副理事長 1 名

(代表権及びの職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会の構成員として、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 1 号及び 2 号の点について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の過半数以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 18 条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の議決により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前 3 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 総会

(総会の設置)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 総会はオンライン会議等の遠隔会議システムで開催することができる。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項の規定により監事から招集があったとき。

#### (総会の招集)

第23条 総会は、前条第3項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会員に少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (総会成立と議決)

第25条 総会は正会員の過半数の出席（第26条第1項の規定により表決した正会員を含む）がなければ成立しない。

第25条の2 総会における議決事項は第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会があったものとみなす。

#### (総会の表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した正会員は、第25条の2、第27条第1項第2号、の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 議長の選任に関する事項
- (4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は電子印鑑しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項の提案をしたものの氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務をおこなった者の氏名

## 第5章 理事会

### (理事会)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 定款に特別の定めのない業務に関する事項

(5) 事務局の組織及び運営並びに職員の処遇

### (理事会の開催)

第29条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第5号の規定により、監事から招集請求があったとき

2 理事長は前項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日の7日前までに通知しなければならない。

4 理事会はオンライン会議等の遠隔会議システムで開催することができる。

### (理事会の議事)

第30条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席の場合は、その出席理事の中から選出する。

3 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 5 やむをえず理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。
- 5の2 前項の規定により表決した理事は、第30条第3項、第30条第4項及び第30条第6項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的記録による表決者にあつては、その旨を記載すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 7 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名もしくは記名、押印又は電子印鑑しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### （資産の構成）

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

### （資産の管理等）

第32条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### （会計の原則及び会計の区分）

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第33条の2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

### （事業計画及び予算）

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定め、総会の議決を得なければならない。

### （暫定予算）

第35条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 36 条 予算超過又は予算外の費用にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 37 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じ、既定予算の追加又は更正をするときは、軽微な変更のみ理事会の議決を経て変更できる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の過半数以上が出席し、その出席者の過半数の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更に伴うものに限る)

(5)正会員の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10)定款変更に関する事項

(合併)

第 41 条 この法人は、総会において正会員総数の過半数以上の議決を得て合併することができる。

2 合併しようとするときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 42 条 この法人は、次に掲げる事由により解散することができる。

(1)総会の決議



(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の決議の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならぬ。

3 特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、滋賀県に譲渡するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局の設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長及び職員は理事長が任命する。

4 理事は事務局長もしくは職員と兼任することができる。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の提示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 付則

1 この定款は、この法人の成立の日施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日とする。

理事長 中村 満

副理事長 成戸 謙吉

理事 小林 貞好

理事 中澤 増雄

理事	大隣 孝一
理事	高畑 弥壽治
理事	渡邊 正利
理事	佐野 由明
理事	福嶋 正雄
理事	見館 徹
理事	藤川 義夫
理事	森田 茂
理事	岡本 薫
理事	池田 浅右衛門
理事	飯田 二三夫
監事	加藤 信行
監事	新谷 崇明

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 

(1) 正会員	年会費	5,000円
(2) 賛助会員	入会金	一□ 10,000円
	年会費	一□ 10,000円

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、平成14年8月7日に所轄庁の認証を受けて施行する。

- (1) 名称をNPO湖南環境からNPOびわ湖環境に改称する。(第1条)
- (2) 事業対象範囲を次の通り拡大する。(第3条)
  - 滋賀県民及び滋賀県内の企業・団体に対して
  - 滋賀県内外の市民及び企業・団体等に対して
- (3) 総会の開催通知を電子メールでもできるようにする。(第 23 条)
  - 会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって→ 会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって
- (4) 理事会の開催通知を電子メールでもできるようにする。(第 29 条)
  - 会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって→ 会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、平成15年9月2日に所轄庁の認証を受けて施行する。

- (1) 特定非営利活動の種類および事業の種類を変更する。

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、平成21年9月14日に所轄庁の認証を受けて施行する。

- (1) 役員の任期の伸長についての条項を追加する。(第15条)
  - 第15条2項に前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日

後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(2) 総会の表決を電磁的方法(滋賀県条例で定めるものをいう。)でも出来るようにする。(第 26 条)

→やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書  
面

もしくは電磁的方法(滋賀県条例で定めるものをいう。)をもって表決し、とする。

(3) 理事会の表決を電子メールでも出来るようにする。(第 30 条)

→やむをえずに理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は  
電子メールをもって表決し、とする。

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、平成26年9月29日に所轄庁の認証を受けて施行する。

(1)平成24年 NPO 法の改正に対応

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。

(1)平成29年4月1日施行 NPO 法の改正に対応

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、平成 30 年 5 月 19 日から施行する。

(1) 第 45 条の変更

付則 この定款は、次の内容の一部変更を行い、2020 年 月 日に所轄庁の認証を受けて施行する。

(1) 第 19 条第 2 項を追加

(2) 第 26 条第 2 項 (1 字修正)

(3) 第 27 条第 2 項 (6 字追加)

(4) 第 29 条第 4 項を追加

(5) 第 30 条第 5 項 (1 字削除)

(6) 第 30 条第 5 項の 2 を追加

(7) 第 30 条第 7 項 (6 字追加)